

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

一時保護所心理職業務に関する研究：横浜市西部児童相談所の実践から

大谷洋子（横浜市西部児童相談所一時保護所）

研究主旨

横浜市の一時保護所に心理職が配置され6年が経過し、現在では3箇所の保護所と自立支援部門の合計4箇所全てに心理職が配置された。これまで様々な取り組みを行いながら保護所ではどのような活動ができるのかを模索してきたが、ここではまず横浜市一時保護所の推移を紹介し、次にアンケート調査結果に基づいた平成14年度から平成16年度の3年間にわたる取り組み（グループワーク等）と問題点を述べ、さらに平成17年度から現在に至るまでの3年間の業務を振り返りながら、一時保護所心理士の期待される業務についての提案を行う。また、平成17年度からグループワークを廃止し個別セラピーに切り替えたが、グループワークとの比較やその成果を述べるとともに、様々な職種の児相職員との連携の必要性について事例を挙げて説明する。最後に、まとめとして保護所心理士が子ども達と生活場면을共有する際の留意点と6年間の経験から学んだ効果的な援助についても言及した。

I、横浜市一時保護所の推移

【平成14年：配置1年目】保護所は中央児相1箇所のみ（児相併設）。定員30名に対し常時40名程度の保護児童がおり、長期入所が日常化していた。嘱託の心理療法職員が初めて配置される。

【平成15年：2年目】幼児を対象とした第1分室（24名定員）が児童施設を一部転用し設置され、定員総数は54名となった。分室には心理職の配置はなし。依然として定員を大幅に上回る児童が保護され、幼児の保護数はうなぎ登りに。

【平成17年：4年目】小学生低学年を対象とした第2分室（30名定員）が病院跡地に設置され定員総数は84名となった。筆者は第2分室に異動し、中央児相保護所本体

に新たに心理職1名（嘱託）が配置される。定員増にも関わらず保護児童数は定員を超えている状況。

【平成19年：6年目】南部児相一時保護所、中央児相一時保護所自立支援部門がオープンし、心理職（嘱託）が各1名ずつ配置となる。第1分室は南部児相一時保護所へ移転し閉鎖され、中央児相は（新）中央児相へ移転。（旧）中央児相は西部児相となった。南部児相一時保護所は定員45名、（新）中央児相一時保護所は42名、自立部門は14名、西部児相一時保護所は30名、合計131の定員となる。定員を超えた場合は保護所間で人数調整を行うため混雑は多少緩和されたものの、入所の長期化、内部での暴力行為や器物破損など現在も不安定

な状況である。なお、保護所心理士は全て嘱託職員で合計4名となるが、嘱託の規定45歳以上のため他の地域に比べ平均年齢が高いことも特色の1つとなっている。

Ⅱ、一時保護所心理職についてのアンケート調査（平成14/15/16年度に実施）

平成14年度から3年にわたって児相職員へアンケート調査を実施した。以下はその集計結果と考察である。

【目的】 平成14年度、一時保護所に横浜市で初めての心理職が配置されたが、業務内容についての明確な指針が示されていなかった為アンケートを行い、その集計結果から児相職員の期待する一時保護所心理職業務について調査し、業務に反映させることを目的とした。

【方法】 毎年、同時期に横浜市の児相職員（保護所職員・児童福祉司（以下CWと記載）・児童心理司・看護師・精神科医師）へ資料1のアンケート用紙を配布し、回収した。

【結果】 平成14年度の回答数は23（内訳は保護所職員10、CW5、児童心理司6、他2）、平成15年度は45（保護所8、CW19、心理司11、他7）、平成16年度は58（保護所14、CW25、心理司14、他5）となっている。平成14年は1箇所、それ以降は3箇所の児相へ配布した。図1～3は設問2の保護所心理士の業務内容として必要と思われるものを年度ごとにグラフで表したものである。

【アンケートの考察】 A（指導員、保育士の補佐的活動）について、初年度は半数近くの職員が必要と感じているが、H15、H16では極端に減少していることから、着任当初は心理職の業務についての認識がなかったものの、1～2年経過すると、やはり専門職としての特性を重視すべきとの考えが出てきたのではないかと考える。これはB

（集団で行う専門的活動）、C（個別で行う専門的活動）、D（問題行動が頻発する子どもへの個別対応）、E（被虐待児への個別対応）、F（児相児童心理司との連携）が年々増加していることから推察できる。またH15とH16のグラフはほぼ同じ形状であるが、H14は全く異なっており、初年度は周囲も心理職の役割をどう捉えてよいのか分からず、保護所心理士を業務全般の補佐的役割と考えていた結果の現れであろうと思われる。その背景として絶対的な職員不足が挙げられるが、心理職も日常業務をこなすためのマンパワーとして期待されており、更にそれまでの児相本体の児童心理司（以下児童心理司と記載）と現場における相互理解の欠如も影響していたように感じる。つまり、一時保護所はそれまで指導員、保育士で運営されており、他職種が入り込むとそのバランスが崩れるのではないかと懸念があった上に、判定等でたまにしか子どもと顔を合わせるチャンスが無い児童心理司に対して一線を画していたのではないかと思われる。H16には、D（問題行動が頻発する子どもへの個別対応）が8割を越えており、これは定員を大幅に超えた保護所で大きなトラブルが日常化する事態を憂慮しての結果とも言える。また、回答数の増加についてはH15、H16が3箇所を対象としたためであるが、他方で保護所心理に対する注目度が増したとも考えられる。Gのその他には、保護所職員へのコンサルテーション（行動観察による心理面でのアドバイス）、ケースカンファレンスへの参加、心理職としての行動観察（遊び方、感情のコントロール、人間関係等）、入所児童の判定結果の把握と保護所内でのフィードバック、会議や学習会等で心理職としてのノウハウ等を発表してほしいという要望があった。一方、保護所の一職員としての動きのみでよい（専門的な動きは必要ない）という保

護所職員からの記入もあり、異職種に対する根強い拒否感があることも否めない事実であろう。

この調査は一時保護所心理職の業務を構築するための参考として行ったものであるが、より専門的な役割が期待されているこ

とが読み取れた。これらを業務に反映する為以下のような活動を行ってきた結果、平成17年から平成20年の今日にいたるまで、これらの要望を満たす業務が継続できたのではないかと自負している。

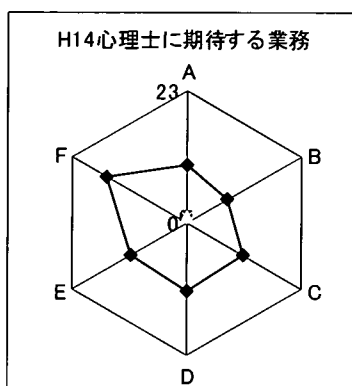


図1 平成14年アンケート結果

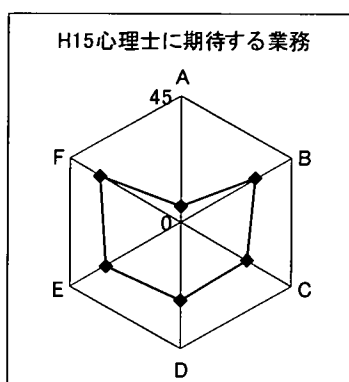


図2 平成15年アンケート結果

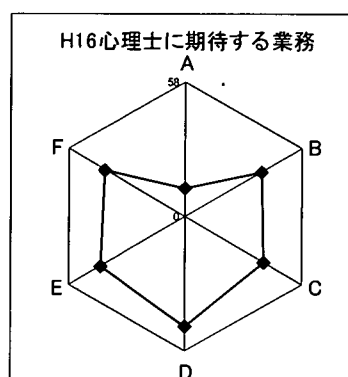


図3 平成16年アンケート結果

「一時保護所心理職についてのアンケート」

(1)ご自分の職種を下からお選びください。

A 保護所職員 B ケースワーカー C 児童心理司 D その他

(2) 保護所心理職員の業務として必要と思われるものに○をつけてください。

- A. 指導員・保育士の補佐的活動
- B. 集団で行う専門的活動(グループワークなど)
- C. 個別で行う専門的活動(カウンセリングなど)
- D. 問題行動が頻発する子どもに対する個別対応
- E. 被虐待児に対する個別対応
- F. 各児相診断係(心理職)との連携による子どもへの対応
- G. その他()

(3) 保護所心理に期待すること、望むこと(こんな時はこんな対応を等)があればお聞かせください。

(4) これまでの活動で気付いた点や注意点など、どんなご意見でも結構ですのでお聞かせください。

資料1 保護所心理職についてのアンケート

Ⅲ、平成14/15/16年度の取り組み

【勤務状況】 心理療法嘱託職員として一時保護所に配属される。週30時間(6時間で5日)勤務。平成17年3月までは中央児相併設の保護所、平成17年4月に第2分室に異動。

【時間帯】 平日の14:00~21:00まで(H16から金曜のみ日勤となる)。但し判定会議(心理職事例検討会)、職員会議のある日は13:00出勤。行事参加の際は午前に出勤し21:00まで勤務。

【業務内容】 一日の流れは次の通りである。14:00~14:30→日誌、引継ぎ、個人記録などの確認。14:30~夕食→入浴介助や掃除指導、夕食準備など基本的には日課に沿った業務内容であるが、水曜日午後はグループワーク、火曜日、木曜日は個別のセラピー等も行う。夕食17:00~19:00→(火・木・夕食指導)配膳準備や食事後の始末、薬の配布、幼児の就寝準備の援助。19:00~21:00→学童対応及び洗濯などの雑務、小学校1~4年生の就寝介助および記録等。

保護所心理士は上述のように基本的には入所時面接を除く勤務時間帯に必要な業務全般を行うが、子供たち同士のトラブルなどが発生した場合には個別対応などを随時行うとともに、対応結果を担当職員等に記録、口頭で報告。さらに問題行動が顕著で心理的ケアを要する児童について担当職員、CW、児童心理司と密に連絡を取りながら適切な援助が行えるよう努める。

なお心理職についてのアンケートの結果を基にグループワークや個別援助を提案し試験期間を設け実施した。以下①～③は専門的業務の報告である。

①グループワーク 平成14年12月から導入。安心して遊べる空間・時間の提供及び枠組みの中で遊びを展開ながらメンバーやThとの関係を学ぶことをグループ目標とし、更にケース概要や保護所での行動観察から個別目標を掲げる。共通課題(バウム、S-HTP、宝箱の作成、描画、コラージュ等)と自由課題(残り時間でその児童のやりたいことに取り組む)で構成。活動頻度は週1回1時間(1週間に2グループの活動)。相互の影響を考えた上で、メンバーは長期入所児童や被虐待児等、小集団での活動が必要と判断される児童を選定した。また攻撃性、衝動性が強い場合はグループ力動がマイナスに作用するため慎重に選出することが必要となる。行動化の顕著な児童は日常的に職員と関わっているが、目立たない子どもはその時間を持つことが困難であるし、いじめの対象になっている児童には安心して遊べる空間を保障するためにグループワークへの参加を選択した。また保護所内で職員や他児童との関係が希薄な場合は、生活場面でもThへの依存が大きくなり双方に障害が生じるのではないかとの懸念があるため、入所して1ヶ月以上経過した児童を選出。更に保護所は入所期間が不定期な為、同一メンバーでセッションを継続す

る事は難しく、担当職員や児童心理司と相談してその時点で最良と思われるメンバーの追加を行った。これらの活動報告は半年ごとに心理職の事例検討会で発表し、問題が生じた場合はスーパーバイザー及び児童心理司に相談し随時アドバイスを受けた。

記録については活動記録用紙を作成し、活動内容や状態を記入していたが、グループワークにおける集団・個人の変化を視覚的に把握するため、平成16年に「グループワーク・チェックリスト」を作成。基準を明確にすることで評価、判断上の差を少なくすることができること、長期にわたって使用することでグループワークの特性が明確になり、将来的な展望が捉えやすくなるのがメリットとして挙げられる。「グループワーク・チェックリスト」はグループ総合チェックリストと個別チェックリストで構成され、総合チェックリストは6項目(課題達成度・遊びへの姿勢・グループの協調性・情緒の安定性・保護所の状況・セラピストとの関係)の基準(5段階評価)を設定し、それらを六角形のグラフにした。個別チェックリストについては7項目(課題達成度・遊びへの姿勢・情緒の安定性・メンバーとの関わり方・メンバーとしての意識・保護所での様子・身体的健康度)の基準(5段階評価)を設定した。毎回スーパーバイザー(児童精神科 Dr. や診断係長)からのコメントを記入。問題点としてThとの距離がより身近になったことで日常生活において要求が増し、Thが生活場面に入ると退行や独占欲からトラブルが生じる傾向が高まる事が挙げられる。特に就寝時間を一緒に過ごす場合はトラブルが多発する為、ほかの職員に入ってもらったり、就寝前に話し合うなどの対応が必要となる。

②個別セラピー Thの空き時間を利用して高学年、中、高生対象の個別セラピーを夫々週1時間程度行った。行動化の顕著な

児童、精神症状を有する児童、事件がらみの児童など、CW、担当職員からの依頼やThが必要と判断した場合に職員間で話し合い、参加を決定した。基本的には保護所生活での不満を聞くのではなく、遊戯療法、描画療法、散歩等で気分転換や情緒の安定を図ることを目標とした。問題点としては、所内でトラブルが発生するとThの空き時間がなくなり固定された時間を設定できないことが挙げられる。更に保護所職員内には特別待遇は避けるべきとの意見も根強くあるので、係長経由で依頼する形式をとってもらうなど、慎重な調整が必要となる。

③その他 夜の時間帯を利用して参加希望者を対象とし、描画・コラージュ・アイロンビーズ等を作成。作品はThが管理し退所の際にリボンで閉じて「おもいで」として持たせた。また、背中マッサージやからだほぐしで身体的訴えの軽減を図った。→マッサージをしながら自然とコミュニケーションを持つことができ、リラックスした状態を経験することでストレス・緊張から開放される経験を持ち、快（快い）とはどのような感覚を自分にもたらすのかを体感できる。

【問題点と業務見直しの要望】

***平成14/15/16年度の問題点について：**

着任後半年を経過した時点で小集団での活動意義を職員に伝え協力を要請し、グループワーク開始に至ったが、定員の大幅超過や人事異動等の混乱時はグループワークを休止しトラブル対応等を優先することもあった。またこの3年間はほぼ毎日遅番勤務であったが、夜間帯は勤務者が少なく、緊急入所や定員超過に加え教護児童にかかわるトラブルも多発。それらの対応に関わることが多く指導的立場におかれた為、非常勤にも関わらず勤務時間数が大幅に超え、

心理的フォローを必要とする児童との関わりが希薄になった。トラブル対応ができる職員数が絶対的に足りず、職員各自にかかる負担が大きすぎる状況下で「心理士だから」とは言えない。しかしそのような状況だからこそ「心理士として」保護された児童に対する細かい援助が必要であるという思いは大きな葛藤となった。さらに夕食後は就寝準備が主となる為、心理士は夜の対応を最小限におさえ日勤の時間帯に心理的業務を行った方が効果的であると考えている。

***業務見直しの要望：**

3年にわたるアンケートの結果、心理職としてのより専門的な取り組みが望まれているにも関わらず、3年前とまったく変化のない活動を余儀なくされていた。業務内容が明確にされておらず、心理としての業務が3年経っても確立されていない状況を打破するため、業務見直し及び勤務時間帯変更の要望を平成17年2月に行い、上記点において善処するとの回答を得た。

IV、平成17年4月～現在までの取り組み

平成17年4月、横浜市中央児相第2分室へ異動。第2分室は平成19年に横浜市西部児相の一時保護所へ転換し、平成20年に児相併設の保護所としてリオープン予定。2歳から小学6年までが保護対象であったが、平成20年からは18歳までが対象となる。定員30名で職員数は係長1、常勤の看護師1、指導員3、保育士8、嘱託の保育士5、援助指導員1、心理士1、学習担当2、アルバイトの保育士3、日中指導員1、学習担当講師2、夜間指導員9となっている（平成20年1月現在、調理関係を除く）。心理士の勤務は週5日（月～金）で月・水・金は11:00～18:00火・木は12:00～19:00。

【業務内容】 パニックやトラブル発生時の対応、児童把握及び保育士の補佐として

活動することもあるが、基本的には心理職としてのスタンスは確立されている。以下①～⑩は一時保護所心理士（心理療法嘱託職員）の業務内容である。

①行動観察：日常の生活（トラブル対応や行事への参加等）を通して児童の状況を把握する。

②個別セラピー：週1回、1時間、施設内にあるカウンセリングルームで実施。1日平均2、3人程度。対象児童：入所期間が長い児童から順番に行っているが、次の⑦～⑩の場合や担当職員、CWからの依頼に応じて随時個別セラピーを実施。（⑦医療とのかかわりが必要であると判断するケース→うつ状態、解離が見られる場合、衝動性の高い場合、⑧明らかにほかの児童と違った特徴を示すケース、⑨盗癖行動が顕著なケース）

箱庭療法、描画療法、遊戯療法、行動療法などそれぞれのニーズや目標に沿って実施。心理判定業務は児童心理司が行い、保護所心理士は保護期間の心理療法を中心に活動するなど、分担・連携を心掛けている。心理記録用紙・箱庭記録帳等にセラピーの内容を記録し、状況等を随時担当職員やCW等に報告。問題行動が頻発する児童や、担当職員との関係を重視する場合は、担当職員やCWに同席してもらい生活の振り返りや目標について話し合う。バウム・S-HTP・星波・ワルテッグ等のテスト、動物家族画、宝箱（オリジナル作品：ビーズ、マスコット、家族へのプレゼント等をコラージュで装飾した箱に入れカウンセリングルームに保管）、頑張るノート（各自の目標を設定。毎週振り返りチェックをして目標達成時にはシールを貼る）、オリジナルカレンダー（次回のセラピーを知らせ、生活の見通しを立てる）の作成は全員に実施。長期入所児には外出等で気分転換を図ることもある。グループワークとの比較、成果につ

いては後述する。

③パイプ役としての働き（事例を後述）：シフトで動く現場職員の不在時の補佐。特にCWや児童心理司とのパイプ役として情報の共有、伝達等に努める。また必要に応じて児童精神科医師の面接を要請しアドバイスを受ける（精神科受診時の付き添い等）。なお児童心理司との連携を強化するため、児相の心のケア係（判定係）に一時保護所連絡担当心理司を置き情報交換を行っている。さらに自分からアプローチすることが苦手な子どもや、担当職員と相性の悪い組み合わせの場合は子どもが担当に話しやすい環境を提供するよう努力することも必要となる。

④職員へのコンサルテーション（事例を後述）：心理検査結果の解説のほか、様々な問題への対応を援助、アドバイスする。また、学習担当職員から情報を得ると共に対応についての話し合いを行う。要請があれば職員に対しての個別カウンセリングを実施。

⑤ケースカンファへの出席：長期入所や問題行動の頻発する児童のケースカンファに担当保育士（指導員）と共に出席し、CWや児童心理司と情報を交換し処遇に関して検討する。

⑥予算の計上：心理の業務に必要なとされる場所や遊具、教材の準備を行い（環境整備）、予算を計上する。→平成18年度から一時保護所心理業務の予算が保護所会議で承認される。

⑦児童の面会に同席：必要に応じて面接に同席し、時には保護者へ直接アドバイスを行う。

⑧心理的所見記録の作成：CWからの依頼により提出する（児相会議に出席し心理的所見を説明することもある）。

⑨判定会議・心理職連絡会・研修への参加：児相判定会議出席。神奈川県一時保護

所心理職連絡会、横浜市一時保護所心理職連絡会へ出席。各種心理研修への参加。講演会で「一時保護所におけるリストカットの現状」(MEW研究会：医療・教育・福祉合同研究会)、「一時保護所心理職の業務と展望」(児童福祉司会)を発表。全国児相心理判定員協議会会報へ「一時保護所心理職の活動・グループワーク事例」を投稿。

⑩その他の業務：刑事事件発生時の警察事情聴取等の付き添い。「いじめ」を題材としたSSTの実施。プライベートパーツを題材とした性教育の発案、実施等。

【②個別セラピーについて】

平成17年度からグループワークを廃止し個別セラピーに切り替えた。以下はグループワークとの比較及び成果である。

グループワークとの比較

①期間：保護児童の入退所時期が一定しておらず、その中で1つのグループを継続的に維持することは困難。個別の場合は各自の期間、状況に応じて対応できる。

②目標：児童の抱える背景がそれぞれに異なるため、グループを構成するメンバーに同一目標を設定すると無理が生じてしまう。グループワークにおいてはグループ目標と個別目標を設定してセラピーに臨んでいたが、グループ目標の方に重点をおくことになり、配慮が行き届かない状況も出てくる。

③心理的援助：他者との関係性を見るには小集団(グループ)での行動観察の方がよいが、各児童への細やかな援助や、情緒的な安定を図るための柔軟な対応は個別の方が良い。

④メンバー数：グループの場合1時間で数名の児童を対象にでき、多くの児童に関わることができる。メンバー数が多い場合は補助が必要となる。個別は1対1での対応となるため、1日に行えるセラピー対象人

数は3名までとなり個別のための時間の確保が必要である。

⑤その他：小集団においてはグループ力動がどのように作用するかが大きな決め手となるため、モデルとなりうるような児童の選択に加えて、攻撃性が高く、他児童と頻繁にトラブルを起こす児童の参加は困難となる。個別の場合はニーズによって選択できる。

個別セラピーの成果

一定の枠組みの中で児童と接することで、集団場面でフォローできない心理的援助を行い、情緒の安定やストレスを軽減できる。→トラブル発生場面のみでの対応を繰り返すことは児童の問題行動をある意味で強化することになるため、周期的に保障された時間・空間でセラピーを行う方が効果的である。問題行動が頻発する児童に対しては心理療法に加え、この時間を利用し1週間の振り返りや生活目標を設定し、集団生活に適應できるような援助を行っている。心理職としての専門性を生かし個別での対応が保障されることで、より効果的な援助が期待できる。特に集団の規模が大きくなるほど、子どもに掛かる負担が大きくなるため個別での関わりが一層重要であろう。

【事例報告：③パイプ役としての働き及び

④職員へのコンサルテーションについて】

小3女兒(Y)の事例を通して、それぞれの職種の担当者が保護所心理士の活動意義についてどのように感じているのか、各担当者からの意見を記載して具体的に提示したい。

ケース概要…実父からの身体的、心理的虐待で入所。実父の体罰により病院へ運ばれるが、病院からの通報で一時保護となった。実母もノイローゼ気味で不安定。退所後は養護施設へ入る。

保護所での様子 …知的能力も高く当初は元気に生活していたが、保護が8ヶ月に及んだ為、徐々に抑うつ状態や他児童と過度な身体接触を行う等の性的問題行動が多くなる。大人との1対1の関係に固執し、被害意識が強くトラブルとなることも。夜中に悪夢でうなされるが続いていた。児相精神科Dr.との面接も実施。

個別セラピー …情短か養護施設かの判断の為、CWからの依頼でアセスメントのための面接を早期に開始した(入所1ヵ月後)。その後、退所までに30回の個別セラピーを実施。遊戯療法、描画療法、箱庭療法が主で気分転換のため散歩や外出も行った。なお、悪夢を扱ったセラピーを数回行ってからは悪夢でうなされたとの報告は無い。

児童福祉司(経歴12年)の意見 *行動観察について:「子どもの変化、特徴を伝えてもらえる。保護所の職員はローテーションで勤務している為保護所心理が定期的に子どもの話を聞き、日々の様子を伝えてくれることで、子どもの状況がよく把握できた。」 *治療的関わりについて:「生活をともにしていることに大きな意味があり、子どもをケアすると共に今後の方針決定の際に助言がもたらされた。子どもの様子や心理状態を親にフィードバックすることで親へのアプローチのインパクトが強くなる。親へ直接伝えてもらう機会があると、親が子どものことを理解できる。保護所で心理的ケアを行っていることが、親に安心感を与えた。できれば施設心理士への引継ぎもやってもらいたい。」

児童心理司(経歴15年)の意見 :「児相と保護所の場所が離れていたり、児童心理司が予約制の中で動いていて時間の制約もある中、密な関わりを行うには限界がある。このため、保護所心理士に密に関わってもらえるのは有難い。安心(保護所という生

活の場を得た安心感)や不安を抱えつつ日常を過ごしている児童の気持ちを、高い頻度で、何かトラブルが生じたその時に受け止めていくことの必要性を共通に理解し合い、役割分担しながら対応していけることは貴重である。施設入所に際し、施設心理士・児相児童心理司との間で引継ぎができるとなるとお良かったと思う。」

学習担当(保護所歴2年)の意見 :「学習担当は学校に準じた学習指導を保障しながら個々の児童の学力向上を目指すことが主な仕事である。従って個々の児童がある程度学習に参加できる心理状態に達したことを前提に、集団の中での指導を開始する。が、本児の場合は小さな躓きが学習継続を困難にしたり、過度に友だちに媚びたり、描画で筆が進められなかったりという行動が顕著だった。有難かったのは、その都度保護所心理士に相談できたことだった。相談する事で本児が抱えている大きな問題が明確にされ、学習指導計画を変更したり、新たな課題を設定することもできた。また本児以外の子どもとの人間関係への理解にまで及ぶことができたことも含め、連携の密度の濃さが、児童のみならず職員の力量をも高められるのだと感じた。」

担当指導員(保育士と同様の業務内容:保護所歴3年)の意見 :「本児が入所して間もない頃、夜中に怖い夢を見たと言って大泣きし目覚めるが続いたが、個別のカウンセリングを通して詳しい夢の内容を聞き取り、それにどのように対応していくか具体的に本児と話し、担当職員にもその内容を毎回フィードバックしてもらった。日課をまわすことに追われがちな担当職員がなかなか対応できない子ども達への細やかな援助をしてもらっている。また、職員が子どものことや日々の業務において悩んだ時には、いつも声をかけてじっくり話を聞き、どうしたらよいかを一緒に考えてく

れる。特に私を含め保護所での経験が浅い職員にとってはスーパーバイザーとしての役割を自然に担ってもらっている。」

V、まとめと考察

(留意点 及び 効果的援助とは?)

保護所心理士は子ども達と生活を共有することが児童心理司と大きく異なる場所であるが、生活場面では枠組みとなる時間や空間の制限等がなく児童の全てを受容することは不可能であり、心理士としての特性とも言える受容、共感を示すよりも、時には指導的立場を優先せざるを得ない場面に直面することがある。筆者自身もこれについて葛藤を感じたことがあったが、子どもは職員の言動をよく観察している為、例えば心理士であっても混乱が起きないように「悪いことは悪い」と明確な指針を示すことが必要である。そして、「何故これがいけないことか」「何故そのような行動をとったか」について話し合うことで、その出来事を共有し、結果的にはそれらが受容、共感へ繋がっていくことをこれまでの活動で実感できた。この様に現場で生じる様々な場面に臨み、「今ここで」対応することが具体的に迅速な援助に繋がっていくことは、生活を共有することの大きなメリットであるとも言える。さらに、全体を見渡すことで個が更に明確に見えてくるため、一人である、ボーっとしている、表情がくもっている等で気持ちの変化を読み取り声を掛け、これをチャンスに保護所生活の意義や目標を共に考えることもできる。トラブル対応時間は貴重な個別対応の時間である。日ごろから何らかのコミュニケーションをとっておくとピンチをチャンスにできる可能性が高くなる。

しかし、これらの援助は心理ならずとも保護所の職員であれば誰もがやっていることであり、「保護所心理士としてどのような

活動がより効果的か？」という問いには、「専門性を生かして、異職種連携を強化するためのパイプ役となること」と答えるであろう。子どもに関わる専門的視野をもった大人が集結することで、より効果的な援助ができることは、6年の経験の中で実感した。前述の事例報告では様々な職種からの意見を載せたが、この様にCW・児童心理司・保護所保育士(指導員)、学習担当、保護所心理士が連携をとりながらその専門性を生かし、一人の児童を支えていくことが理想ではないかと考える。さらに、着任当初から保護所の日常業務に携わったことで、保護所独自の業務全般についての知識を得られただけではなく、保護所の一員として受け入れられ、それが現在の活動の大きな基盤となったことは重要な事実である。但し、日常業務に重点を置きすぎると専門性を発揮できず心理士としての業務を確立することは困難になってしまう懸念があるため、経験等を考慮しながらバランスの取れた効率的な心理職業が構築されることを期待する。そして子どもの援助に限らず、現場で日々奮闘している職員をフォローし、バーンアウトを防ぐために保護所の内外を問わず児相職員と協力する気持ちを持っていたい。全国の主要な児相を対象にした平成17年の厚生労働省の調査結果では、横浜市中央児相は児童福祉司一人の週当たりの平均対応数は103.2件と全国でも飛び抜けて高く、北部、南部両児相でも90件前後といずれも高い数値を示していた。児相職員の勤務は夫々非常に過酷であり、保護所心理士の積極的な活動が彼らの負担を幾分でも軽減することに繋がれば、その結果として子ども達がより適切で手厚いケアを受けることになるのではないかと想像する。その為には高度なスキルと忍耐力が要求されるであろうが、人材育成のための教育プログラムを始め、専門職として保障された時

間や空間も必要となる。保護所心理士が配置されてから日が浅いこともあり、まだその業務内容が明文化されていないが、全国の保護所間に格差はあるにせよ、ガイドライン等の提示が最初の大きな指標となることを期待する。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

一時保護所でのケア

山下 紀美子（長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター）

概要

一時保護所には、今までの悲惨な生活において、さまざまな課題やこころの傷つきを抱えた子どもが入所してきています。一時保護してどう関わるか。一時保護所は「一時的なところ」だからあまり深く関わらない方が良いという意見もありますが、一時保護の日々は、子どもが生活を始めたところから、子どもにとって傷を癒し、回復させる時間となってきています。

子どもが傷を癒し、回復していくためには、一時保護所において、①安全で安心な生活の場であること、②子どもの状態像を理解すること、③愛着関係の形成による育ちなおし、④状態像の変化に合わせた支援の内容の吟味、⑤集団の中での個別的な対応、などが必要になってきます。

一時保護所の職員は、①子どもをしっかり受け止める、②今までの生活で受けてきた傷を癒す、子ども自身が自分の心身を整えようとするのを見守る、今までの服（生きる上で大変さや不適切な行動パターンや認知・・・etc）を脱ぎ、新しい服を着るための安全な場所を提供する、③新しく歩み出す時に背中にそっと手を置いてくれる、などの役割があります。

子どものこころの傷を癒していく、生活場面での具体的な関わり方について、①じゃんけん療法、②えぷろん療法、③メッセージ・ボックス療法、④まきもどしロールプレイ、⑤ボディワーク、⑥あゆみ（日記）療法、⑦メッセージカード等、当所の関わりと事例を紹介します。

大勢の子どもと関わりながら、その子どもに必要な援助を考え、適切な対応をするためには、子ども一人一人の存在のあるがままを肯定し、こころのお手当をしていけるような一時保護所でありたいと思います。

1 はじめに

当所は、平成 19 年度より、以前よりあった佐世保児童相談所・佐世保身体障害者更生相談所・佐世保知的障害者更生相談所が統合され、女性相談機能が付加され、「佐世保こども・女性・障害者支援センター」となってい

ます。管内人口は 457,035 人で、児童人口は 81,622 人（H.18.10.1 現在）です。

平成 18 年度の一時保護入所児数（福祉行政報告例）で、当所保護 65 人（1249 日）・委託保護 31 人（602 日）で、平成 19 年度は 12 月末で、当所保護 63 人（1585 日）・委託

保護 29 人（1204 日）です。一時保護所はセンターの 1 階にあり、定員は 14 名（実質 8 名）、男子 4 名女子 4 名です。

職員体制は、次のとおりです。

【職員構成】

	人員	左の内訳		備考
		常勤	非常勤	
児童指導員	5	5		
心理職員	1		1	
宿・日直職員	7		7	宿直4名・日直3名
調理員	1	1		
調理嘱託職員	2		2	
計	16	6	10	

【夜間の宿直体制】

	人員	左の内訳		備考
		常勤	非常勤	
児童指導員	(1)	(1)		月～金曜日に遅出(13:15～22:00)として勤務1名。土・日祭日は遅出者なし。
宿直職員	2		2	17:15～翌日9:15
計	2(1)	(1)	2	22:00～翌日9:00までは、宿直職員2名で対応。

2 「キンダーハウス（一時保護所）」でも・・・

（当所では一時保護所を「キンダーハウス」と呼んでおり、その名称を以下使用します。）

キンダーハウスでも、全国の一時保護所と同様に、さまざまな問題があります。

- ①混合処遇：系統だったプログラムが困難・個別対応が困難・年齢幅があり、また非行文化など影響を与えることも・・・
- ②学習権の保障が未整備
- ③ハード面：建物の構造上の問題・プライバ

シーなど環境の問題

- ④職員体制：同性介護・夜間体制が不十分
- ⑤児童の権利擁護：倫理綱領作成中
- ⑥業務の質を高めるための職員の配置や職員の資質の向上・研鑽の必要性
- ⑦ケースの長期化

3 キンダーハウスで子どもと向き合う時・・・

キンダーハウスにおいても、心身ともに疲れ果て、大人に対しての疑いの眼でしか関係性を保てない子どもが、入れ替わり入ってきて不安定な状況になります。親や今までの養育者から引き離され不安だったり、異様に元気だったり、とさまざまな様子を呈しています。また、今までの生活で疲れ果て、傷ついたところは自分らしく表現することもできません。

不安で、寂しくて大人や社会の誰も信じることができなくて、一時保護された後にも、抱えてきたものが一度に噴き出てきます。イライラ・興奮・威嚇・暴言・暴力・パニック・・・これでもこれでもか・・・と行動化していきます。対応する職員は感情を逆撫でされ、何でこんなことするの！と怒りも伝染ってきて巻き込まれそうになります。そのような状況でも、大勢の子ども達と関わりながら、こころのお手当てをし、その子どもが必要としている援助を適切に提供することが必要となってきます。

4 子どもを受け止め、いままでの生活で受けてきた傷を癒すためには・・・

そのためには、以下のようなことが大切だと思っています。

- (1) こどもが安全で安心を感じる生活の場であることの説明と提供
入所時の説明は、十分にゆっくり行います。「大変だったね・よく来たね！」と言葉をかけていきます。「キンダーハウスってこんなと

ころ！」と、しおりで視覚提示しながら、実際の場所に行って確認しながら説明します。

子ども側からの安全感・安心感を育むための職員のスタンスは、しっかり遊ぶ・しっかり聴く（気持ちがあるまで聴く）・そばに寄り添い、毎日の生活から得られる安定感の繰り返しを提供していくことです。

なかなか信じてもらえない職員＝大人ですが「そうだろうな～」と共感します。でも、あきらめずに寄り添います。

子どもの「叫び」（なげき）を十分に聴く。気持ちが来るまで聴くことが大切です。気・来・「気来」ということ、気持ちを聴くことで『自分のことをわかってもらえる、信じてもらえている』と子どもが感じるようになります。また、十分な時間をかけて聴いていく必要があります。関係性ができていくと子どもの方からいろいろ教えてくれるようになってきます。もちろん行動化することもあるけれど、それも表現であると理解します。言語化できない子どももいるので、内なる「なげき」をこころから聴いていこうとします。

子どもは、「安全で安心な生活を送るよ」と言われても、分からないことばかりです。「質問してね！困った事があったらいつでも相談にのるよ！」などしっかり伝えていきます。子どもと関係性が取れてくると、職員が先に察知できるようになることもあります。

そして、『いっしょ』にやっていくよ・一人ではないよ。これからいっしょに考えていこうよ！」と説明を加えます。いっしょにスポーツをしたり、ままごとをしたり、騒いでみたり・と、心の中のつらい気持ちやイライラした感情を表に出していけるように時間の共有をしていきます。そして、職員が子どもに対して、「一人の人間として大切に思っていること」を伝えていき、「人」として、存在そのものの肯定感が感じられるような働きかけをします。

(2) 子どもの状態像への理解（背景も含めて）

子どもが過去に経験してきた生活と生活の中で生きながらえてきた状況により、そこでの「傷つき」があることを知っておかなければいけません。問題行動が、子どもが生きながらえるために起こしてきた・・そうしなければ生きられなかった行動上の問題であることと理解します。

子どもの状態像はさまざまです。背景も含めて、症状や特性への理解をしながら、受け入れていきます。

(3) 愛着関係による育ちなおし

子どもは安心できる職員と生活することにより、職員と気持ちが通うようになってきます。生活の中で得られる安全・安心感を感じるようになります。大変な時や辛い時に寄り添ってくれる職員とつながったり、「甘えてもいい」という感覚を持つようになります。お互いの情緒的なつながりを感じて、子どもが「大人を信じてもいい・信じられそう・」と思うようになってきます。職員の真似をしたり、自分の中のモデル像にしたりと関係性が深まってきます。キンダーハウスの場に繋がることと愛着関係ができていくことが密接に結びつき合いながら関係性が深まっていきます。

生活に慣れてくると、暴言・暴力・自傷・無断外出・パニックなど子どもが抱えていたものが、出やすくなってきます。何回も繰り返される試し行動・攻撃。その度に愛着関係ができかけてきた職員は子どもを受け止める作業が必要です。また、子どもや愛着対象者である職員が孤立しないような配慮が必要です。そして、子どもが失敗しても責められず、何度でもやりなおせる環境であることも大切です。

(4) 状態像に合わせた支援の内容の吟味

子どもはそれぞれの職員に対していろんな自分を見せてきます。子どもの感情や行動の変化について情報を共有しながら、より適切な対応を模索していきます。

子どもの行動特性をとらえたルール作りや生活の流れの柔軟性が必要な場合もあります。

(5) 集団の中での個別対応

キンダーハウスは小規模な一時保護所ですが、やはり混合処遇や子どもの傷つきもあって、少人数でもさまざまなトラブルが発生します。集団に対応しつつ、個別の関わりをどうするか。短時間でも有効に関わる方法を子どもに合わせて考えていきます。

5 具体的で意図的な関わり方（意図的ではあるが、さりげなく・・・）

(1) じゃんけん療法

(方法) じゃんけんをする。ぬいぐるみにじゃんけんをさせたり、足や顔じゃんけんをしたりとその子どもが発想する方法を使います。

(効果) なかなか馴染めない子どもの気持ちをやわらげます。楽しく、誰でも、わかりやすく仲良くなれます。拗ねていたり、場面の移り変わりや気分転換など、急なじゃんけんで「驚き」と「楽しい」が一度に体験でき、関係性が取れたりします。負けても再チャレンジできます。

*（関係性）一時保護所の職員が安心できる大人かどうかと不安な子どもの気持ちをリラックスすることができます。また、負けてもチャレンジできるのが分かっているので、落ち込まず、また勝つとやけにうれしくなったりします。じゃんけんのやり方に工夫を加えて、「負けたら勝ち」と勝負の仕方を変えても違う楽しさを感じることができます。また、拗ねていたり、イライラしかかった時に急なじゃんけんで気分を一新できたりしますので、場面の切り替え・気持ちの切り替えにも使え

ます。

(2) えぷろん療法

(方法) 関係性のとれた職員（子どもにとっての愛着対象者）が身に付けているものを子どもが欲しがるようになります。エプロン・ハンカチ・帽子・上着・スリッパ等々勝手に取るのではなく、欲しいことを伝え了解をとってから身につけます。子どもは、いつも持ち歩いたり、就寝時に枕元に置いたりしています。

(効果) 移行対象物を身にまとう・借りることで安心感が得られます。においや感覚でのつながり。甘えられる、安心感が得られて落ち着きます。愛着対象者がいなくても品物でその存在を感じていられます。

*（安心・安全・エンパワメント）愛着対象者にはいつも居て欲しい。そばにいて自分のことを見ていて欲しい。安心感を感じさせて欲しい。そんな子どもの声が聞こえてきます。しかし、いつもその職員がいるわけではありません。そんな時、愛着対象者の移行対象物を持つことで子どもの安心感が増します。イライラした時や頑張りたい時は、職員の代わりとなって子どもを癒したり、背中を支えてくれたりします。

(3) メッセージ・ボックス療法

(方法) 子どもが自分の箱を作ります。その作品は、自分らしさが出てきます。カラージュ的に表現したり、職員と一緒に作って楽しみます。職員は毎日の生活の中での気づきを紙に書いて箱に入れます。職員の感じたこと・気持ちを伝えていきます。もちろん肯定メッセージのみを記入します。子どもは何度も読み返すことができます。

(効果) 子どもがメッセージをもらい、「いつも気にかけてもらっている、見守られている」と思うようになり、自己肯定感が芽生えて来ます。また職員との関係性が深まっ

てきます。

*メッセージには日付や職員の名前を入れます。「今」を生きていることを感じてもらいます。肯定メッセージのみを記入するので、職員も観察する目が、優しくなり、子どもの良いところを見つけようとします。ほんの少しの子どもの変化に敏感になります。気持ちを伝えるので、より深い関係性を感じるようになってきます。

(4) まきもどしロールプレイ

(方法) 喧嘩などになった時、状況をひもとき、まきもどして再チャレンジする方法です。子どもの特性をみて視覚提示(優位感覚)を使いながら、気持ちや感覚の違いなど、状況を確認して、お互いが掛け違えていた関係性を客観的に見ることができます。お互いの気持ちを十分に聴くことが大切です。

(効果) 問題解決、その場での介入・やりなおしができます。関係性の是正、トラブルを解決し、次に生かすようになってきます。

*アサーティブネス。あい(I)メッセージを使う。イライラした感情で言葉を発し、お互いが相手を否定することで、関係性が保てなくなります。きちんとしたメッセージのやり方・受け取り方を学んでいきます。さっきはこんなやり方だったけど、今度の伝えの方が気持ちが良いと相手のことも理解できると分かってきます。「まきもどすこと」をきちんと伝え、やり直せる経験を持つことで、自己肯定感も増し関係性も良好になってきます。

(5) ボディワーク

(方法) 子どもが力を抜いて横たわり、(なかなか力が抜けない子どもが多い)職員に身体を支えてもらったり、動かしてもらったりします。

(効果) とても疲れている時に、静かに支えてもらう。職員に身を任せられ、身体がリ

ラックスすると、こころもリラックスしてきます。

*自分を感じる作業です。幼い頃に抱きかかえてもらった記憶や気持ち良さを感じます。職員に身を任せ、身体が軽くなることで、張りつめている気持ちを楽にしたり、抱えている大変な気持ちが軽減する感覚を感じることができます。身体のお手当はこころのお手当になります。

(6) あゆみ(日記)療法

(方法) 子どもは毎日、昨日の事を思い出して日記を書きます。日時・曜日・天気などを記入し、気持ちを書けない時は昨日何をしたか、何を食べたかなど、書ける範囲で記入していきます。

*職員は、メッセージを書き込んでいきます。ようこそ、よく来たね。しんどいかな? すごいね。上手に書きました、花まる。今度は何に挑戦しますか? 今のままで十分だよ!・・・

(効果) 子どもは日記の中で自己表現をしていきます。毎日の繰り返しにより、書くことで自分を見つめていることや自分の変化を後で知ることになります。その中で自己理解が進むようになってきます。職員からのメッセージを受けて日記の中で会話をします。毎日が出逢いと別れであり、大切な時間を過ごしていることを感じてもらいます。子どもが発する言葉の魂をつなぐこととなります。施設に行く時、「持って行っていい? 持って行きたい(生きたい)」と言う子どもも多く、楽しかった思い出です。

*あゆみを記入することは、自己表現の場所を確保していることとなります。文字で書けない子どもは絵で表現します。自分の物語の再生・自分史を作ることとなります。新しく塗り替えた自分史は次のステップへのエネルギーとなります。

(7) メッセージカード

(方法) 子どもは、退所の際に職員が作ったメッセージカードをプレゼントしてもらいます。職員の職種を問わず、いろんな大人からのメッセージを集めてカードに仕立てます。思い出カード。キンダーハウスで生きてきた時間・大切な思い出を持って行ってもらいます。

(効果) キンダーハウス (巢) という居場所で、いろんな経験をした思い出やいろんな人とふれあった人生の共有時間を思い出すことができます。退所した子どもから「時々カードをながめています」「いろんな人といろんなことをしたことを思い出します。」「カードを見ると勇気がわきます。」「(しんどき時) ちょっとだけ頑張れる」などの声が聞かれます。

*カードは、キンダーハウスでの自分の居場所を確認できる思い出=自分史となっています。エンパワメントの効果があります。

(8) その他・・・

- ①日課に沿って朝ラジオ体操をしますが、その時に身体の使い方やバランスなどを気にかけて見えています。ランニングやキャッチボール・おにごっこやだるまさんがころんだなど、メンバーや状態像によって取り組みはさまざまですが、身体を動かしたり声を出すことで、脳の覚醒レベルを上げたり、調整したりします。
- ②1日のスケジュールを伝えたり黒板に書いたりして、1日の日課の流れについて見通しをつけてもらいます。
- ③学習環境の整備をします。集中力を保てるような机の置き方や個室対応など、子どもに合わせて考えます。周りの漫画本や遊び道具など、気になるような物は片づけておきます。スモールステップで課題を出します。できているところから始めます。

④丸付けは、間違ったところはやり直して100点とし、自己肯定感を育むように配慮します。シールを貼って達成感を感じてもらいます。生活上の課題も取り組めたら同様に、ご褒美シールなどを活用します。(トークンエコノミー法を使います。)

⑤逃げ込める場所の確保に段ボールハウスを作ります。イライラした時や気持ちを整理したい時、一人になりたい時などその中に入って落ち着く方法などを子どもといっしょに考えます。

⑥また空き箱での「家作り」は、自分の家と言って作る子どもいますし、名前を付けたり、家を飾り付けたりします。鳥瞰図的に上からながめた家をつくる子どももいます。自分らしい家・帰る家・できれば家を再構築したい気持ちを心の中に秘めている場合もあつたりします。

⑦SSTやSSTボードゲーム等を使用してスキルアップを図ります。対人関係・ストレス場面・アサーションなど、個別対応でゲーム感覚で子どもが参加することができます。

⑧パニックの時は、タイムアウト法で対応します。心理的ホールドができない場合には、自傷・他害・器物破損など危険な行為に及ばないように距離を置きます。「だいじょうぶ? きっかけだね! パニックしたからといってあなたにかわりはないよ。いっしょに考えていくよ!」とメッセージを送ります。

⑨落ち着くためのチェックリストを活用します。イライラした時にどうしたら良いか子どもといっしょに考えます。自分でできる落ち着くための行動や方法を自分ノートに作り、それを実行できるようにロールプレイしていき、実際の場面で活用します。

⑩デートDVチェックリストの活用をします。「デートDVを知っていますか」(NPO法人DV防止ながさき編)より「被害者になっていませんか? 加害者になっていません

か？」を活用し、人権などについて学ぶ機会を設けたりします。

6 事例より

(1) 小3・女兒

(入所理由) 親からのネグレクト・身体的な虐待

(保護所での状況) 好奇心があり、何にでも積極的だが、うまくいかなかったり、自分の思うとおりにならないと、パニックになる。職員への頭突き・膝蹴り・暴言など行動化。自己中心的で、被害的・多罰的で対人関係が保てずトラブルメーカー。何かあると「死にたい」という。

(職員の関わり) 職員がいっしょにブランコに乗って遊んだり、おしゃべりしたりして共有の時間を持つようにしました。基本的な信頼関係が保てず、職員への身体的な接触など甘えも見かけられるようになりましたが、職員を信じられない状況が続き、何かあると関係性をばっさり遮断することが多かったため、本児の気持ちが落ち着くまで時間をかけて待ち、気持ちを聴くことを丁寧にくり返しました。

手先が器用で工作や折り紙のオリジナル作品を作るようになってきたので、『メッセージ・ボックス療法』を活用してみました。毎日、本児への肯定メッセージ・大好きメッセージを伝えていきました。

職員のホールドが母からの虐待行為のフラッシュバックの引き金にならないように、本児にパニックの際は抱っこすることを事前に了解をとっておきました。

(関わりかたの起因) 自己肯定感を育むことや自分の気持ちを相手に伝えることがトラブルの未然防止なり、関係性が保てるようになること。パニック時の対応を知ることにより、見通しがきき、興奮をくり返しても同じ対応で安全であると本児が理解できるよう配慮しました。

(子どもの変化) ブランコに乗りながら、職員と話をすることが多くなりました。「一緒にブランコに乗りながら話した人が、おかあさんだったらいいのになあ。」と職員への愛着を示すようになりました。

職員への攻撃や威嚇など繰り返していましたが、抱きつきやおんぶなども出て来て、職員へ気持ちを表現できるようになり、パニック時に職員から抱っこされること(ホールド)を怖らなくなりました。「マッサージして！」とボディワークを受け入れ、職員に身体を任せられるようになってきました。

(後日談)「私はおかあさんから『大好き』と言われたことがない。職員から大好きと言われたことが本当にうれしかった。」「キンダーハウスに感謝している。キンダーハウスは私を助けてくれた。」と作文に記入する。そして「生きていてよかった」と。

(2) 小5・小3男児の兄弟

(入所理由) ぐ犯行為(火遊び・万引き)

(保護所での状況) 兄は落ち着きなく、学力不振で、いつもイライラしていました。弟とのつかみ合いの喧嘩も絶えず、弟と他児が喧嘩をするとそれを見て興奮し、他児とトラブルを起こしたり、職員への威嚇や暴力があました。

弟は多動で、兄からの命令に服従することもあり、興奮すると職員へのかみつきもありました。スポーツは得意ですが、ルール無視で自己中心的。怒りや苦痛を感じやすく、何か失敗するとすぐ器物破損をしていました。一方、指しゃぶりや遺糞などがありました。

(職員の関わり) 兄弟は、イライラしても逃げ込める段ボールハウスを職員と作りました。また、ホールドしてもらった毛布にくるまっていいことを伝えてきました。毛布で抱えて揺らしたりする遊びを取り入

れてみました。学習は、兄弟が得意な迷路や簡単な計算からプリントを提示していき、やる気を持たせました。絵本の読み聞かせの時間を増やしていきました。弟の排泄の処理は担当職員から声をかけ、「いつでも大丈夫」と安心感をもってもらい、職員は楽しく排泄処理を行ってきました。

(関わりかたの起因) イライラし始めた時に、早めに段ボールハウスに入り込めるようにしたり、毛布でくるんだりして怒りのコントロールを図りました。出来るところからの学習の取り組みにより自尊心を高めていきました。担当職員との愛着関係ができかけたので、本児らが欲しがった職員の帽子や上着を貸し出し、担当職員がいない時も安心感を感じられるように配慮しました。絵本の読み聞かせで情緒の安定を図っていきました。

(子どもの変化) 弟は「うんこ出た」と言えるようになりましたが、パンツに大便をする失敗を繰り返しました。職員は「さっき排泄の処理をしたばかり」と思うのですが、「また、(パンツに) 出た。」とニコニコと伝えに来る本児。「ウンチ出て、良かったね。教えてくれてありがとう。今度はトイレに行ってみる？」と返していきました。

一日に何回も排泄の処理をしつつ、担当職員に「あそぼ〜」「まだ来んと」「早く来て・・・」とつきまといが始まりました。病院は嫌いでしたが、虫歯があり治療を開始すると、担当職員と一緒に通院したいと言えるようになりました。

担当職員の帽子や上着を借りて遊びに出るようになって、大きな帽子をかぶり、他職員の笑いを買い、喜んでいました。担当職員がいない時も、何かあると担当職員の帽子や上着を身につけて、うれしそうにしている姿が見られるようになってきました。

ボードゲームでルールを分かち合っ遊ぶようになってきました。絵本の読み聞かせを聞くようになって、兄弟で自分がおもしろいと思う絵本を探してきて、「読んで！」と持って来るようになりました。落ち着いて座ってられる時間が増えてきました。

(後日談) 施設入所の話聞き、ワザとご飯をこぼしたり、職員の腕を噛んだりして試し行動が復活しました。就寝時間まで、「そばにいて！絵本読んで！」とわがままを言っていたのですが、時間が来ると「また明日ね」と職員の上着やハンカチを引き替えに了解することができました。施設への引き継ぎを愛着関係についても丁寧に行いました。入所後4ヶ月目の再会時には、施設職員より施設でよくがんばっていると説明がありました。担当職員の背中にぴったり寄り添って、「また来てね。」と言う弟の姿がありました。

(3) 中3女兒

(入所理由) 不登校・夜間徘徊・性的逸脱行為・リストカット

(保護所での状況) 入所時に過呼吸。「逃げ出したい、血まみれになりたい、子どもを見るとイライラする」と言う。生活の日課には浴うことができず、学習時間も押し入れの中に逃げ込んだり、無断外出をくり返しました。能力は高いのですが何ごとにも「面倒くさい」と参加せず、自分の殻に閉じこもって、漫画本を見ることで周りを遮断していました。

(職員の関わり) いっしょに側にいることから始めました。本児が押し入れの中にはいり、「出てこれない。」と言った時、担当職員が「おんぶしようか」と返したところから関わりが始まりました。中学生の本児が乗った職員はつぶれましたが、それから本児が関わりを持とうと担当職員の後をついて回るようになりました。いっしょにス

ポーツをし、ピアノを弾き、折り紙を折ったりして遊びました。ままごと遊びを幼児さんと遊ぶようになりました。「どっちがいい？何の色の色紙を使う？」など、工作で使うはさみや色紙の色の選択など毎日の生活の些細なことから、面接に行くか行かないかなどを自分で決める練習をしていきました。

(関わりかたの起因) 安心できない親＝すべての大人への不信感と自己否定感情が本児の物の見方の基準でした。「どうせ何もできない。変わらない。ダメな自分」と自己否定することばかりだったので、側に寄り添い安心感・安全感を保てるようにしました。担当職員との愛着関係は自尊心を高めていきました。

(子どもの変化) 余暇時間は、自分でやりたい遊びを職員に伝えられるようになってきました。担当職員のエプロンを着て、小さい子のお世話を職員の真似をして上手に関わろうとしました。自分の中のインナーチャイルドを大切に育て治しているかのようにお世話係になって生活するようになってきました。毎日記入する「あゆみ」に自分の変化を見ることができ、「私、変わったね。小さい子が気にならなくなった。イライラしない。」「これからも生きていけそう。」と自己肯定感が生まれてきました。

(後日談) 本児は施設入所をやつとの思いで選択しました。入所後も手紙のやりとりがありました。職員に心配をかけないような配慮をした内容でした。久しぶりに再会すると、涙をだして「本当にまた会えた。

(施設に) 来て良かったよ。」と元気な様子を見せていました。

7 おわりに・・・

痛々しく傷つき、すさんだ状況から、愛着関係を築けるようになり、回復していく子どもがいます。キンダーハウスに来て、ひとと

きの安らぎを得て、育ちなおしのきざしを見せる子どもがいます。信頼できる大人と繋がること「信じられそう」とやっともう一度生き直すことにエネルギーを蓄えて次のステップへチャレンジしようとする子ども、そして、一時的にでも子どもの居場所になっていくのがキンダーハウスです。子どもを花に例えるとやっとな根を伸ばしかけたところです。その根の周りについて、いろんな思い出や愛着関係・子どもの自分史までも、次に移る自宅や施設と一緒につなげていきたいと思っています。そうすることが、子どもの援助の連続性を保っていけるのではないかと思います。

キンダーハウスで作ったプロミスリングや工作物・かわいがっていたぬいぐるみ・職員のハンカチやエプロン。いろんな物とその時過ごした思い出を、自分史に塗り替えて持って行きたい。「今から生きていけそう。やり直せそう。また来るね。いつまでも覚えていてね。また、会いに来る。」という子どもの声が聞かれます。子どもが、人と人との間で、一時保護所での生活で、自分を取り戻すことができ、その機会を得られることは大切であると思います。一時的ではあるが、日々の生活が子どもの傷のお手当をする時間となってきます。

子どもをしっかり受け止め、見守り、子ども自身が自分で立ち上がろう、歩き出そうとするために、こころの傷を癒し、回復するための援助ができる、そういう役割を一時保護所が担っていかなければならないと思います。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害，及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

委託一時保護制度の活用と課題 III

松崎佳子（九州大学大学院）

研究要旨

委託一時保護は、児童相談所運営指針において「児童相談所が子どもを一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、夜間発生や生活習慣の未自立、子どもの問題状況等定められた適切な理由で委託保護を行うことが適当と判断される場合には、一時保護を行うことができる」とされている制度である。児童相談所の一時保護機能の一つとして役割の重要性が指摘されてきているが、その活用状況等実態についてはこれまでほとんど調査されてきていなかった。本研究において 17 年度の全国児童相談所と委託の受け入れ先である児童福祉施設と里親への調査及び 18 年度の児童相談所調査から、委託一時保護が一時保護を要する子どもの約 3 割で利用されており、特に一時保護所を併設していないところでは活用度が 4 割に上がるなど非常に活用されている制度であること、委託料の適正化が必要であること、児童相談所の支援への要望が高いことなどが明らかになった。しかし、利用の際のマニュアルを有しているところは 20%にすぎなかったため、「委託一時保護のガイドライン案」を提示した。今年度再度児童相談所及び委託先である児童養護施設等や里親に対しガイドライン案に沿った現状調査、及び意見の収集を行ったところ、委託一時保護率はこの 3 年間で増加しており、一時保護所を有する児童相談所における一時保護利用と委託一時保護利用割合は 3:1、一時保護所を有しない児童相談所においては 1:1 と委託一時保護の役割は大きくなってきていること、各地域状況や一時保護所の現状・機能に大きく影響を受ける制度であることも明らかになった。以上をふまえて一定の共通必要事項と課題を明示することを目的に「委託一時保護のガイドライン」を提示した。特に里親については、一時保護機能の補完としてだけでなく、子どもに対して家庭的なケアの提供ができること、地域との繋がり等も含めてその活用や制度の普及は大きな課題であると思われた。

I. はじめに

委託一時保護調査最終年にあたるため、委託機関である児童相談所と児童養護施設・里親等受託機関の現状についてさらに調査を行い変化を把握すると共に 18 年度に提示したガイドライン案に沿った現状の把握と意見の

調査を行うことにより内容の検討を行い「委託一時保護のガイドライン」を提示することを目的とした。

なお、本研究は分担研究者の安部計彦西南学院大学准教授を中心として、全国の児童相談所に対して行われた「要保護児童の一時保